

実証実験促進事業業務委託に係る質問に対する回答

No.	質問事項	質問内容	回答
1	募集要領 1	「QOL 向上」の具体的な数値 や項目はありますか	特段の設定はしていません。
2	募集要領 2	実証実験の実績は、具体的な 項目はありますか。	特にありませんが、今年度は2件程 度の実証実験の支援を予定していま す。なお、今までの実績の一部を以 下ホームページで公開しています。 https://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/hicity/smart_city/topics/20240408.html
3	募集要領 8(4)	「主な審査項目」について、 各項目における点数配分を開 示いただくことは可能でしょ うか。	各項目の点数配分は開示しておりま せん。
4	仕様書 (案) 2	地域課題は何ですか。具体的 に分かりやすく教えてください。	以下を参考にしてください。 【大田区データブック】 https://www.city.ota.tokyo.jp/ku/seijoho/ota_plan/kihonkousou/shin_kihonkousou/keii/kihonkosou_ota_databook.html 【大田区基本構想】 https://www.city.ota.tokyo.jp/ku/seijoho/ota_plan/kihonkousou/shin_kihonkousou/ota-kihonkosou_r6.html
5	仕様書 (案) 2	多様な主体とはなんですか。	羽田イノベーションシティ及び大田 区が実証実験フレンドリーであるこ とを発信することで、実証実験を求 めるスタートアップ企業、それを支 援する国内外大手企業、大学・研究 機関など、様々な主体が集うことを 想定しています。
6	仕様書 (案) 5(1)	支援対象に指定はありませ んか。	スタートアップ企業を想定していま す。詳細は委託事業者と協議し決定 します。

7	仕様書 (案) 5(1)	「羽田イノベーションシティで実証実験を行った企業等のうち」と記載がありますが、「羽田イノベーションシティで実証実験を行った」という条件が必須の条件になるのか、「等」によりあくまで一例という趣旨なのか、ご教示ください。	実証実験企業の募集に際し、羽田イノベーションシティで実証実験を行ったことを必須要件にする予定はありません。
8	仕様書 (案) 5(1)	「区内での実証実験や社会実装に向けた伴走支援、進捗管理を実施する」と記載がありますが、大田区内外を含めて既に必要な実証実験が完了している企業については、「大田区内への社会実装のみの支援」でも問題ないのでしょうか。また、その様な状況にある企業を選定することは可能でしょうか。	本事業では実証実験段階にあるソリューション等を開発する事業者への支援を目的としているため、社会実装のみを目的とした企業を支援対象とすることは想定しておりません。
9	仕様書 (案) 5(1)	「原則2件までとする」と記載がありますが、支援する件数は1件とし、その1件に400万円を上限に集中的な支援をする方法も採用することは可能でしょうか。	現在のところそのような想定はしており、2件それぞれに200万円上限の実証実験支援を行うことを想定しています。
10	仕様書 (案) 5(1)	実証実験の企業の伴走支援を行うが、その選定も実施するのか。その選定が受託者ネットワークを活用した募集なのか。	支援対象は区が選定しますが、選定過程で実施するピッチ・キックオフイベントについて、開催補助をお願いする予定です。 また、選定対象となるスタートアップ企業について、受託者のネットワークを活用して発掘をお願いできればと思っております。
11	仕様書 (案) 5(2)	SNSは何ならいいですか。	SNSの使用に際し、特に制限を設ける予定はありません。
12	仕様書 (案) 6	事業計画書の提出は採択後なのか。	採択後になります。

13	仕様書 (案) 8	実証実験にかかる費用の概算 払いと精算について、そのタ イミングや方法等を教えてほ しい。	現在のところ、実証実験を行う企業 が決定した後、速やかに実証に必要な 経費を精査し、受託者が区に提出。 区はそれを元に受託者に概算払いを 行い、受託者より実証実験を行う企 業に支払いを行う予定です。 実証実験期間終了後、委託事業の終 了を待たずに速やかに当該経費の精 算を行います。 詳細は受託事業者決定後区と協議の 上決定します。
14	企画提案 書（様式 5）	表紙に「会社名がわかるよう な記述をしないでください」 と記載がありますが、これは 今回の入札に応じる当社の社 名を記載しないようにとの趣 旨でしょうか。それとも、当 社と繋がりのある他社の社名 （や企業ロゴ）も含めて記載 しないようにとの趣旨でしょ うか。また、当社・他社とも に会社名を記載しないとして も、当社が東京都等から受託 している事業名等を実績や強 みの一例として記載した場合 に、そのホームページ等から、 社名が推測されてしまう可能 性がありますが、その点は問 題ないでしょうか。	自社の推測ができる場合、つながり のある他社の社名やロゴも合わせて 記載しないようにしてください。 実績から推測が出来てしまうこと は、問題ございません。
15	企画提案 書（様式 5）	提案書のページ数に指定はあ りますか。	ページ数の指定はございません。
16	企画提案 書（様式 5）①	実証実験とはどのようなこと を指しますか。 選定された企業によって実験 内容が異なるのか。 その実験内容は際限があるの か。	実証実験とは、新しい制度や技術を 社会に導入する前に、場所や期間を 限定して実験を行いその結果を評価 するものです。大田区として羽田イ ノベーションティヤ大田区内をその フィールドとして活用してもらうこ とを目的に、今回の事業を進めてい ます。 選定された企業によって実験内容は 異なります。 また、実証の内容及び制限について は、区及び受託者、採択企業にて調 整した上で進める予定です。

17	企画提案書（様式5）③	大田区及び羽田イノベーションシティの特性とは。	以下を参考にしてください。 【大田区 SDGs 未来都市計画（概要版）】 https://www.city.ota.tokyo.jp/ku/seijoho/ota_plan/SDGs/miraito shisentei.files/digest.pdf 【羽田イノベーションシティ】 https://www.city.ota.tokyo.jp/sa/ngyo/hicity/index.html
----	-------------	-------------------------	---